



長崎県中小企業団体中央会

| 業 | 務 | 案 | 内 |



Nagasaki Prefectural Federation of Small and Medium Business Associations



中小企業団体中央会とは？

中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された特別認可法人で、都道府県ごとに1つの中小企業団体中央会と全国中小企業団体中央会により構成されており、中小企業の組織化とその強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的として活動しています。

長崎県中小企業団体中央会は、昭和30年10月に県内の中小企業組合等を会員として設立され、以来、中小企業組合等の設立や運営支援、異業種の連携組織や任意グループ等の中小企業組織の形成支援等をはじめとして、金融・税制や労働問題等中小企業が抱えるさまざまな経営課題解決へ向けたサポートを行う等、連携組織の専門支援機関として、国や県等と密接に連携しながら、県内中小企業の振興発展のために幅広い事業活動を展開しています。

組合を設立して経営を合理化したい
中小企業の皆様、創業して新たな
ビジネスチャンスをつかみたい方、
まずは「**組織づくりのパートナー**」
中央会へ御相談ください！



中央会は何をしているの？

中央会は、中小企業組合等の設立と事業運営等をサポートしています。

(組合の設立支援)

事業協同組合をはじめとする中小企業組合が事業活動を行うには、国や県等の行政庁から認可を受ける必要があります。

組合設立の手続きは、概ね下記のような手順となりますが、中央会では、組合の根本規則となる定款の作成や具体的な事業計画・収支予算の立案、その他認可申請書類の作成等、行政庁との橋渡し役となって組合事業がスタートするまでの諸手続きをきめ細やかに支援しています。



(組合運営等の支援)

組合事業を円滑に進めていくうえで、組合法に基づいた組合の管理・運営、組合特有の会計処理や関係税制等、専門的なスキルが大変重要となります。

中央会では、職員が定期的に組合事務局へ訪問し、組合運営に関する相談に応じたり、電話や事務所での相談対応を行う等、組合の皆様が抱える様々な課題に関して、face to faceで相談に応じています。

また、法律や税務等の専門性の高い相談については、弁護士や税理士、社会保険労務士等多様な専門家を派遣して、問題解決へ向けた個別支援を行っています。



中小企業者

組合とは？

組合は、それぞれの根拠法に基づいて設立され、また運営することが義務付けられており、いくつか種類がありますが、その主なものは次のとおりです。

事業協同組合

実施する共同事業を通じて、組合員である中小企業の経営の合理化・効率化、取引条件の改善等により経済的地位の向上を目指す組織です。4人以上の中小企業者によって設立され、組合員の事業を補完・支援するための事業を実施します。

企業組合

個人事業者や勤労者等が4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、一つの企業体となって事業活動を行う組合です。事業者に限らず勤労者や主婦、学生等も組合員として加入することができ、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。また、個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件のもとで特定組合員として加入できます。

協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上等を図ろうとする組合です。組合員は必ず小規模の事業者でなければならず、組合に統合した事業については原則として、個々の組合員は事業として行うことができなくなります。

商工組合

業界全体の改善・発達を図ることを主目的に同業者によって設立される組合です。業界を代表する同業組合の性格を有しています。

商店街振興組合

小売商業又はサービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場等の誘客・来街のための環境整備や文化教室、集会場等のコミュニティ施設の設定を行います。

生活衛生同業組合

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニング等国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合で、現在18の業種が指定されています。

その他の組織とは？

有限責任事業組合(LLP)

LLPは、「Limited Liability Partnership」の略で、民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用されています。

合同会社(LLC)

LLCは、「Limited Liability Company」の略で、「有限責任社員」のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、LLPとともに創業やジョイント・ベンチャー等での活用が期待されています。

一般社団法人

非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利を目的としない団体（人の集まり）であれば、一般社団法人として法人化できます。

一般財団法人

一般財団法人は、事業目的に必ずしも公益性がなくても構いません。不特定かつ多数の人の利益を増やすことを目的としています。

NPO法人

NPOは、「Non Profit Organization」の略で、「非営利組織」です。利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てることとなります。



組合をつくる効果

1

- 組合員の経営安定・基盤強化への寄与
- 人材の育成・強化
- 技術力の向上
- 生産性の向上
- 情報の活用
- 取引条件の改善
- 資金調達の円滑化 等

2

- 新たな分野への挑戦
- 新製品・新技術開発
- 新市場・新販路開拓
- 組合間連携
- 産学官連携の活用 等

3

- 業界全体の改善発達
- 業界全体の技術水準の向上
- 業界の地位向上
- 業界内外の実態把握と対応策策定 等

4

- 要望・意見等の実現
- 建議・陳情による
政策面からの環境改善
- 新たな支援施策の実現 等

組合をつくる効果（事業協同組合の場合）

事業協同組合は、中小企業者がお互いに協力して助け合う「相互扶助の精神」に基づいて共同で事業を行い、組合員の経営の合理化と効率化、取引条件の改善等経済的地位の向上を図るための組合で、中小企業組合制度の中で最も普及している代表的な組合です。

従来は、同業種の事業者により設立されるケースがほとんどでしたが、最近では、異業種の事業者が連携して設立し、それぞれの技術やノウハウ等の経営資源を有効に活用して新技術開発や新分野開拓に取り組むケースも増えています。

～事業協同組合をつくるメリット～

1

コストダウンや 生産効率の向上

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給することで、原材料のコストダウンや品質向上、生産効率の向上が可能となります。

2

新たな販路や 市場の開拓が可能に

取引環境が変化する中で、いかに新たな販路や市場を開拓していくかが課題となっています。そこで、組合員が製造した製品等を組合がまとめて販売等を行うことにより、販売価格や決済条件等の取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等が図れます。

この他にも、
金融上の助成や補助金等の助成、
税制上の優遇等のメリットが
得られます。



中央会が展開する支援

① 組合等の設立・運営に関する相談・支援

組合等の設立支援の他、職員が組合事務所等を訪問し、現地にて組合運営の改善や組合事業の発展向上、金融の円滑化、経理税務の合理的処理、労務管理対策の促進等中小企業組合が抱える様々な経営課題についての相談に応じます。

② 組合事務局の育成・強化

組合に専従する事務局代表者が相互に連携し、組合事業運営に必要な知識の習得を図ると共に、情報交換の場を提供し、会員の資質の向上を図ることを目的として設立された長崎県中小企業団体事務局代表者協議会と連携して開催する各種講習会や研修会を通じ、組合事務局の育成・強化を行っています。

③ 講習会及び研究会等の開催

組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等組合の事業活動に必要なスキルの修得、組合が抱える経営課題の解決や新事業展開、技術力向上等、組合個々の中小企業経営に関連した講習会や研究会等を開催しています。

④ 情報の提供

- ・機関誌「月刊ながさき中央会」（年12回発行）
- ・ホームページの運営 等を通じて中小企業に役立つ情報の提供を行っています。

⑤ 景気動向に関する調査

県内の中小企業の景気動向に関する調査を定期的に行っています。調査結果は、中小企業庁等が策定する中小企業施策に反映されます。

⑥ 官公需受注の促進

中小企業者が我が国経済の活力の維持及び強化に重要な役割を有することにかんがみ、その経営基盤を強化する観点から、国等の物件、工事及び役務の調達において中小企業者の受注機会の増大を図ることとして官公需施策が実施されています。また、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁が証明している官公需適格組合制度の普及促進や適格組合の証明申請の支援、さらに官公需適格組合へのサポート等を行っています。

⑦ 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の養成

中小企業組合の健全な発展を図るため、組合の役職員等を対象に「中小企業組合検定試験（全国中小企業団体中央会主催/中小企業庁後援）」を実施しています。この試験に合格し、一定の実務経験を有する方には「中小企業組合士」の称号が与えられます。中央会では、中小企業組合士の養成に取り組んでいます。

⑧ 青年部の育成強化

次世代を担う後継者を育成するため、研修会等を開催しています。また、若手後継者の交流や情報交換の場として長崎県中小企業団体中央会青年部を設置しております。





⑨ 各種共済制度の普及促進

経営者や従業員の福利厚生の充実のため、各種共済制度の普及促進を行っています。

⑩ 建議・陳情

中小企業の受注機会の確保等について、県や市町に要請活動を行っています。また、中小企業団体全国大会や九州大会を実施し、大会内で決議された事項の実現のため、各関係省庁や県選出の国会議員に対し陳情活動を行っています。



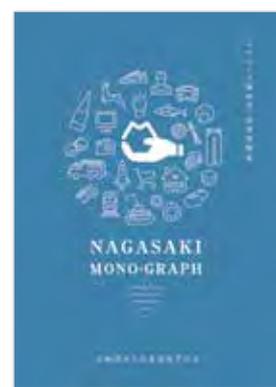
⑪ 中小企業組合等を対象にした各種補助事業等についての支援

(ビジョン策定、新分野研究、ネットワークシステム開発等)

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業組合等を中心にして新たな活路を見出すための調査研究やビジョン作成および実現化に向けた取組みや、組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究を行う事業や情報ネットワークシステムの構築に取り組む事業等に対し支援しています。

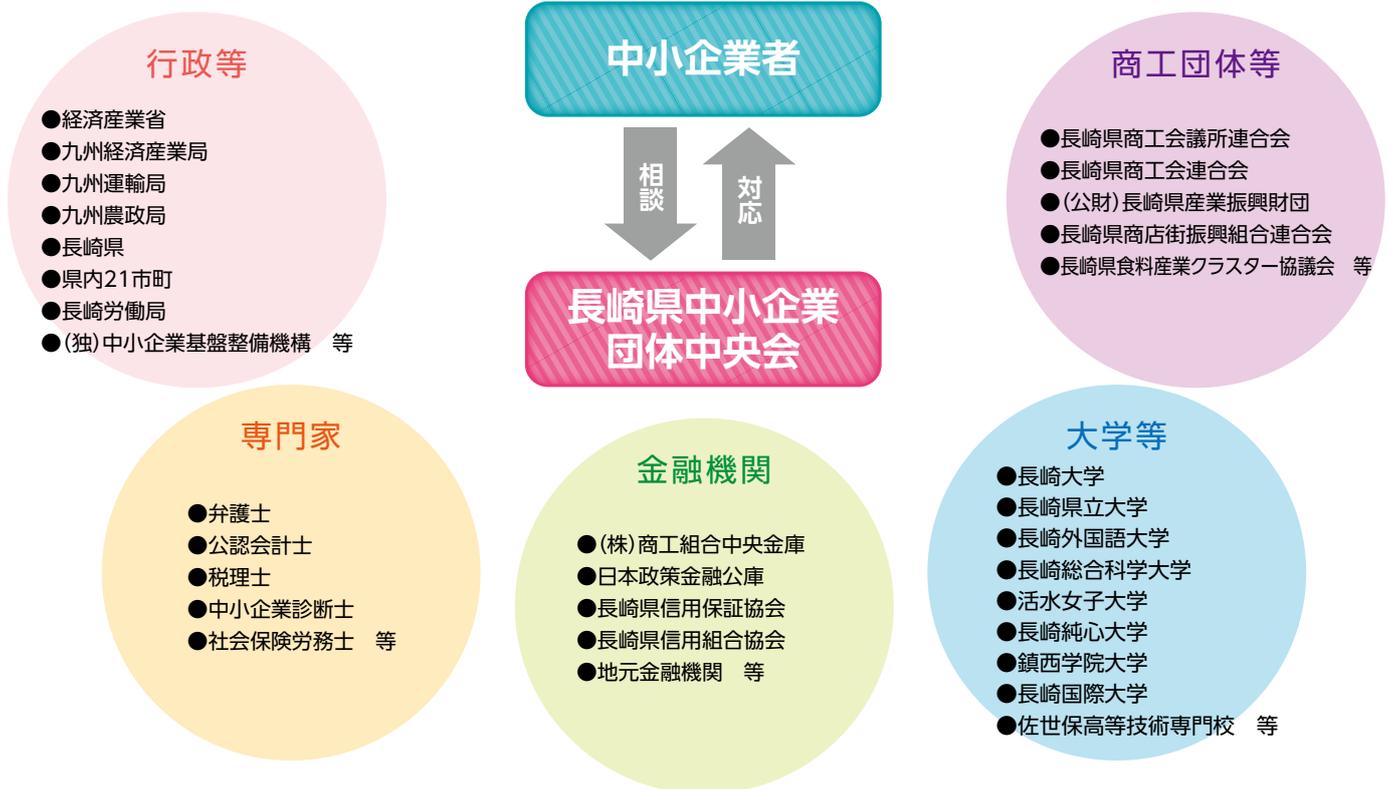
⑫ 中小企業の振興支援

経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分発揮できるよう、資金、人材、海外展開力等の経営資源の確保を支援するとともに、中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業等との共同研究への支援、人材の育成・確保への支援、起業・新事業展開のしやすい環境の整備等の支援を行っています。



中央会のネットワーク

中央会の主なネットワーク



中央会への加入メリット

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談でき、ケースによっては専門家等も派遣できます。
- 定期的に職員が訪問するので face to face の相談ができます。
- 各種助成策や補助金制度、業界団体向けの情報等を速やかに入手でき、中央会が窓口となり申請の支援をする事もできます。
- 中央会独自の各種共済・保険を割引価格でご利用になれます。
- 中央会が主催する各種会合・交流会に出席することで様々な業界団体と交流や情報交換を図ることができます。
- 中央会が主催する各種講習会・研修会に参加することができます。
- 中央会が発行する会報をお届けします。
- 中央会の会員になることで対外的な信用力が高まります。
- 中央会を通じて行政機関等に業界の要望を建議・陳情できます。
- 中央会の推薦を受けた会員組合は関係省庁及び中央会から表彰を受けることができます。

中央会への加入資格

- ①本会の地区内に事務所を有する組合
- ②本会の地区内に事務所を有する組合から会社等に組織変更した法人
- ③本会の地区内に事務所を有する共同出資会社
- ④本会の地区内に事務所を有する公益法人
- ⑤本会の地区内に事務所を有する中小企業連携組織
- ⑥本会の地区内に事務所を有する商工業者
- ⑦その他本会の趣旨に賛同するもの

本部



〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階

TEL.095-826-3201 FAX.095-821-8056

佐世保支所



〒857-8502 佐世保市木場田町3番25号 (県北振興局商工観光課内)

TEL.0956-23-1476 FAX.0956-24-3686

URL <https://www.nagasaki-chuokai.or.jp>
代表メール chuokai@nagasaki-chuokai.or.jp



私たちは「働きやすい職場づくり」に取り組んでいます。



長崎県中小企業団体中央会